

保護者の皆さまへ

明石市教育委員会事務局  
 学校給食課 中学校給食担当課長  
 明石市立江井島中学校長

### 中学校給食の実施に係る給食費のお支払いについて

時下、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素は、本市及び本校の教育にご理解とご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の給食費のお支払いについて、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 給食費

給食費年額 53,900円（1食あたり 308円 × 年間実施見込み回数 175回）

※ 給食材料費として保護者様にご負担いただきます。

その他の経費（調理等に係る人件費、光熱水費など）は市が負担します。

※ 昨年度に比べ給食費年額は増額となりますが、これは授業数確保等に伴う給食実施回数の増加が見込まれるためであり、1食あたりの額は昨年度と同額となります。

#### 2. 口座振替日と振替額

「中学校給食費納入同意書 兼 口座振替依頼書」にてお届けいただいた口座から、選択された支払い方法（月払もしくは全期前納）により振替いたします。振替額及び振替日は下表のとおりです。

月払		全期前納	
振替額	振替日（納期限）	振替額	振替日（納期限）
9,800円	6月10日（月）	53,900円	6月10日（月）
4,900円	7月10日（水）	残高不足等により振替できなかった場合は、 <u>今年度のみ月払いとなり</u> 、 7月以降は以下のとおり振替します 7月 4,900円+9,800円(6月分) 8月～3月 4,900円 ※翌年度は全期前納扱いとなります	
4,900円	8月13日（火）		
4,900円	9月10日（火）		
4,900円	10月10日（木）		
4,900円	11月11日（月）		
4,900円	12月10日（火）		
4,900円	1月10日（金）		
4,900円	2月10日（月）		
4,900円	3月10日（火）		

※1) 月払・・・1年分を6月から翌年3月までの10回で振替します。

（1回あたりの振替額は1年分を11カ月で除した額、6月のみその倍額となります。）

全期前納・・・6月に1年分を一括して振替します。

※2) 生徒の在学中は、選択された支払い方法（月払もしくは全期前納）でお支払いいただきます。支払い方法の変更を希望される場合は、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

※3) 生活保護を受給中であり給食費代理納付手続き済の場合、保護者様への給食費請求はありません。

※4) 今年度に就学援助を申請される方についても上記金額をお支払いいただきます。

なお就学援助認定により払い過ぎとなった給食費については、後日返金します。

※5) 振替額が上記と異なる方（食物アレルギーによる牛乳欠食など）には、別途振替額をお知らせします。

### 3 給食費の精算と返金基準

学年末に精算をおこないます。学校行事等により給食費の増減額が生じた場合は、原則として学年末の請求金額で調整します。また精算により返金が生じた場合は、振替口座への振込によりお返しします。

事由	給食費の減額
学校、学年等の行事	欠食日数×日額
食物アレルギー（米飯・パン・牛乳）	各物資単価×欠食日数
病気等による長期欠席 （保護者様からの申し出があった場合）	止めた日数×日額 ※基本物資（パン・米飯、牛乳）を止める手配ができた日から連続して5日以上欠食した場合
※ 台風等による臨時休校や学級学年閉鎖（インフルエンザ等）の場合は返金しません。	
※ 市外転出の場合は、それまでの喫食数に基づき給食費の精算をおこないます。	

### 4 口座振替について

金融機関	あかし農協
振替日	毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日） ※振替日前日までに口座残高の確保をお願いします。
取扱手数料	振替1回につき108円を振替額に加算します。
再振替	翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日） 残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月振替日に翌月分と合算して再度振替します。
兄弟姉妹合算	同じ学校に兄弟姉妹が在籍している場合、 <u>原則として合算し振替します。</u> その際の取扱手数料は1回分です。  【例】兄4,900円＋妹4,900円＋手数料108円＝合計9,908円を振替します。 なお残高が9,908円未満の場合は振替できません（1人分のみの振替もできません）。事前に口座残高をご確認願います。
振替開始日	月払、全期前納ともに2019年6月10日（月）

#### 【問い合わせ先】

明石市教育員会事務局

学校給食課 中学校給食係

☎ (078) 918-5594

FAX (078) 918-5595